

申告フローチャート

令和7年1月1日現在、田子町に住所のある人は申告が必要かどうか、こちらのフローチャートでご確認ください。

【ご注意】 ・令和7年1月1日現在、田子町外に住所のある人は、住所地の自治体で申告してください。
ただし、住民票の住所が田子町となっている人は、田子町への申告が必要です。

スタート

「令和6年分所得税の確定申告書」をご自身で税務署に提出しますか？

※eLTAXで電子申告される方も同様です。

【注意】青色申告、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の初年度申告、令和5年分以前の修正申告・更正の請求は八戸税務署（申告期間中は八戸ショッピングセンター「ラピア」内の申告会場）で提出・受付となります。

はい

町県民税の
申告は不要です

いいえ（確定申告書を提出するか不明な場合もこちら）

令和6年中は、次の①～④のいずれかに当てはまりますか？

①営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの所得にあてはまる収入があった

②給与収入があつて、下記の条件のいずれかに当てはまる

- (1) 年末調整を受けていない（途中退職、2ヵ所以上から給与の支払いを受けて合算していない）
- (2) 勤務先から田子町に給与支払報告書が提出されていない（提出状況は勤務先にご確認ください）
- (3) 源泉徴収票に記載されている控除に、追加又は変更がある
- (4) 生命保険控除、医療費控除、扶養控除、寄付金控除などの各種控除を受けようとする

③公的年金等の収入があり、「年金収入者申告確認フローチャート」で町県民税の申告が必要と判断された

④「無収入の人」または「非課税収入のある人」で、下記の条件のいずれかに当てはまる

- (1) 非課税収入（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業手当など）のみの人
- (2) 国民健康保険、介護保険などの加入者で軽減判定を受ける為に申告が必要とされている
- (3) 福祉、町営住宅、就学援助（奨学金）などの各種制度の手続きで、申告が必要とされている
- (4) 「所得証明書」や「所得課税証明書」の発行が必要とされている
- (5) その他の諸手続きで申告が必要とされている

いいえ

町県民税の
申告は不要です

はい

町県民税の申告 または 所得税の確定申告 が必要です
申告相談日程表をご確認のうえ、申告期間内に申告してください。